

圖表

表一：保險業保費收入統計表

表二：保險業資金來源表

表三：人身保險業、財產保險業資金運用比較表

表四：台灣證券交易所加權股價走勢圖

表五：保險業資金占金融機構資產比率表

表六：產物保險業損益表摘要

表七：人壽保險業損益表摘要

表八：財產保險業資金運用率變化表

表九：人身保險業資金運用率變化表

表十：中央銀行重貼現率變化表

表十一：各國資金運用規範之比較

附録

附録一：日本保険業法原文

1.日本保険業法第九七條之二

保険会社は、内閣府令で定める資産については、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

前項に定めるところによるほか、保険会社の同一人（当該同一人と内閣府令で定める特殊の関係のある者を含む。次項において同じ。）に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、内閣府令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

保険会社が子会社その他の内閣府令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該保険会社及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する内閣府令で定める資産の運用の額は、合算して内閣府令で定めるところにより計算した額を超えてはならない。

2.日本保険業法第一〇六條

保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 生命保険会社
- 二 損害保険会社
- 三 銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行（以下「銀行」という。）
- 四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）
- 五 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項 各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十四条第一項 各号（業務）に掲げる業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
- 六 証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条第十一項（定義）に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。）のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
- 七 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。次項第八号イにおいて同じ。）を専ら営む会社（以下「信託専門会社」という。）
- 八 保険業を行う外国の会社

九 銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 証券業を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十一 信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第八号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 銀行専門関連業務、証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等、証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該

保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 銀行専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十三 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第七項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 保険会社又は前項第三号から第十一号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 保険業、銀行業、証券業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 銀行専門関連業務 専ら銀行業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

六 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 銀行（長期信用銀行を含む。以下この号において同じ。）又は銀行業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である銀行の子会社のうち内閣府令で定めるもの

七 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社

イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社

ニ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」という。）を子会社としようとするときは、第四百四十二条、第六百六十七条第一項又は第七百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、保険会社が、その子会社としている第一項各号に掲げ

る会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象保険会社等に限る。)に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 第一項第十二号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社若しくはその子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

8 商法第二百四十四条第六項（親会社の株主の株主総会議事録閲覧権）、第二百六十条ノ四第六項（親会社の株主の取締役会議事録閲覧権）、第二百六十三条第七項（親会社の株主の定款等閲覧権）、第二百八十二条第三項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）及び第四百二十条第六項（親会社の株主の計算書類等閲覧権）の規定は、相互会社の社員（総代会を設けているときは、総代）について準用する。

3.日本保険業法第一〇七條

保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第七号まで、第十二号及び第十四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、保険会社又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権については、当該保険会社があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなった日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、保険会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなった議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 保険会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、保険会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してそ

の総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第三号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはなら

ない。

一 前条第四項の認可を受けて当該保険会社の子会社対象保険会社等を子会社としたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その子会社とした日。

二 当該保険会社が第百四十二条の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その事業の譲受けをした日。

三 第百七十三条の六第一項の認可を受けて共同新設分割（法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。）により設立された会社が第三条第一項の免許を受けて当該保険会社になったとき。その免許を受けた日。

四 当該保険会社が第百七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）。その分割をした日。

五 第百六十七条第一項の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき。その設立された日。

六 当該保険会社が第百六十七条第一項の認可を受けて合併をしたとき（当該保険会社が存続する場合に限る。）。その合併をした日。

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従って処分することを条件としなければならない。

6 保険会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった場合には、その超える部分の議決権は、当該保険会社が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。

8 第二条第十五項の規定は、前各項の場合において保険会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

附錄二：德國保險業監督法原文

德國保險業監督法第五四條

Anlagegrundsätze für das gebundene Vermögen; Anzeigepflichten

(1) Die Bestände des Sicherungsvermögens (§ 66) und das sonstige gebundene Vermögen gemäß Absatz 5 (gebundenes Vermögen) sind unter Berücksichtigung der Art der betriebenen Versicherungsgeschäfte sowie der Unternehmensstruktur so anzulegen, dass möglichst große Sicherheit und Rentabilität bei jederzeitiger Liquidität des Versicherungsunternehmens unter Wahrung angemessener Mischung und Streuung erreicht wird.

(2) Das gebundene Vermögen darf nur angelegt werden in

1. Darlehensforderungen, Schuldverschreibungen und Genussrechten;
2. Schuldbuchforderungen;
3. Aktien;
4. Beteiligungen;
5. Grundstücken und grundstücksgleichen Rechten;
6. Anteilen an Organismen für gemeinschaftliche Anlagen in Wertpapieren und für andere Anlagen, die nach dem Grundsatz der Risikostreuung angelegt werden, wenn die Organismen einer wirksamen öffentlichen Aufsicht zum Schutz der Anteilinhaber unterliegen;
7. laufenden Guthaben und Einlagen bei Kreditinstituten;
8. in sonstigen Anlagen, soweit diese nach Artikel 21 oder Artikel 22 der Dritten Richtlinie Schadenversicherung oder Artikel 23 oder Artikel 24 der Richtlinie über Lebensversicherungen zulässig sind.

Darüber hinaus darf das gebundene Vermögen nur angelegt werden, soweit dies die Aufsichtsbehörde bei Vorliegen außergewöhnlicher Umstände im Einzelfall auf Antrag vorübergehend gestattet und die Belange der Versicherten dadurch nicht beeinträchtigt werden.

(3) Die Bundesregierung wird ermächtigt, durch Rechtsverordnung, die der Zustimmung des Bundesrates bedarf, Einzelheiten nach Maßgabe des Absatzes und Absatzes 2 Satz 1 unter Beachtung der einschlägigen Grundsätze und Maßstäbe der Artikel 21 und Artikel 22 der Dritten Richtlinie Schadenversicherung oder Artikel 23 und Artikel 24 der Richtlinie über Lebensversicherungen insbesondere durch quantitative und qualitative Vorgaben zur Anlage des gebundenen Vermögens festzulegen.

(4) Der Aufsichtsbehörde sind unbeschadet der Vorschrift des § 54d anzuzeigen :

1. (wird aufgehoben)
2. der Erwerb von Beteiligungen, bei Beteiligungen in Aktien oder sonstigen Anteilen jedoch nur, wenn die Beteiligung 10 vom Hundert des Nennkapitals der fremden Gesellschaft übersteigt; dabei werden Beteiligungen mehrerer zu einem Konzern im Sinne des § 18 des Aktiengesetzes gehörender Versicherungsunternehmen und des herrschenden Unternehmens an einer Gesellschaft zusammengerechnet
3. Anlagen eines Versicherungsunternehmens bei einem im Sinne des § 15 des Aktiengesetzes verbundenen Unternehmen
4. (wird aufgehoben) (删除)

Die Anzeige ist bis zum Ende des auf den Erwerb oder die Anlage folgenden Monats vorzunehmen.

(5) Der Umfang des sonstigen gebundenen Vermögens muss mindestens der Summe aus den Bilanzwerten der versicherungstechnischen Rückstellungen und der aus Versicherungsverhältnissen entstandenen Verbindlichkeiten und Rechnungsabgrenzungsposten entsprechen, die nicht zum Mindestumfang des Sicherungsvermögens (§ 66 Abs. 1a) gehören. Bilanzwerte sind die Bruttobeträge für das gesamte Versicherungsgeschäft abzüglich der darauf entfallenden Teile für das in Rückdeckung gegebene Versicherungsgeschäft. Bei der Berechnung des Mindestumfangs des sonstigen gebundenen Vermögens können Beträge bis zur Höhe von 50 Prozent der um die Wertberichtigung geminderten, in den letzten drei Monaten fällig gewordenen Beitragsforderungen aus dem selbst abgeschlossenen Versicherungsgeschäft außer Ansatz bleiben. Verbindlichkeiten und Rückstellungen aus Rückversicherungsverhältnissen bleiben bei der Ermittlung des Mindestumfangs des sonstigen gebundenen Vermögens außer Betracht, soweit ihnen aus demselben Rückversicherungsverhältnis Forderungen gegenüberstehen.

參考書目

一、中文

(一) 專書

- 1.江朝國，保險法規彙編，第 1-253 頁，台北，元照出版有限公司，2002 年 7 月二版第 1 刷。
- 2.江朝國，保險業資金運用，台北，財團法人保險事業發展中心，2003 年 5 月修訂 1 版。
- 3.沈中華，金融市場，台北，華泰文化事業股份有限公司，2002 年 10 月初版。
- 4.柯芳枝，公司法論（上），台北，三民書局股份有限公司，2002 年 11 月增訂五版一刷。
- 5.柯芳枝，公司法論（下），台北，三民書局股份有限公司，2003 年 1 月增訂五版一刷。
- 6.洪茂蔚、蘇永成、陳明賢、胡星陽著，財務管理，台北，雙葉書廊有限公司，1998 年。
- 7.袁宗蔚，保險學，台北，三民書局股份有限公司，1992 年 7 月增訂 32 版。
- 8.凌一寶、康裕民、陳森松，保險學理論與實務，台北，華泰文化事業公司，2001 年 9 月第三版。
- 9.陳威光，衍生性金融商品，台北，智勝文化事業有限公司，2001 年 7 月初版。
- 10.陳瑞，保險監理，台北，三民書局股份有限公司，1997 年 1 月初版。
- 11.陳雲中，保險學要義-理論與實務，台北，三民書局股份有限公司，2002 年修訂 6 版。
- 12.陳遠哲、鄭純農、傅文芳著，保險會計理論與實務，台北，財團法人保險事業發展中心，2004 年。
- 13.鄭丁旺、汪泱若、黃金發著，初級會計學下冊，台北，自版，2003 年 8 月八版。
- 14.鄭丁旺，中級會計學上冊，台北，自版，2004 年 8 月八版。
- 15.鄭丁旺，中級會計學下冊，台北，自版，2005 年 1 月八版。

- 16.劉連煜，新證券交易法實例演習，台北，元照出版有限公司，2004年9月增訂三版第1刷。
- 17.謝劍平，投資學基本原理與實務，台北，智高文化事業有限公司，2003年10月初版二刷。
- 18.謝劍平，財務管理新觀念與本土化，台北，智勝文化事業有限公司，2006年1月二版七刷。
- 19.簡松棋，保險會計原理與實務，台北，自版，2005年1月初版。

(二) 期刊雜誌

- 1.王志誠，「關係企業之認定及治理結構」，月旦法學教室，第35期，台北，2005年。
- 2.王志誠，「監察人之地位及權責」，月旦法學教室，第31期，台北，2005年。
- 3.王志誠，「董事會之地位及議事原理」，月旦法學教室，第29期，台北，2005年。
- 4.方玫文，「2004年台灣壽險市場概況」，保險實務與制度，第4卷第2期，台北，2005年。
- 5.江朝國，「金融控股公司法下之保險子公司投資相關事宜」，台灣本土法學雜誌，第78期，台北，2006年。
- 6.巫鑫，「談新修正保險法中保險業資金運用之疑慮」，會計研究月刊，第89期，台北，1993年。
- 7.吳瑞雲，「日本保險業資產運用相關規定及其現況之初探」，保險專刊，第61輯，台北，2000年。
- 8.吳瑞雲，「日本產壽險公司投資及經營所面臨問題之研究」，保險專刊，第66輯，台北，2001年。
- 9.吳濬宏，「法人股東代表人擔任董監事相關問題解析」，實用稅務，第358期，台北，2004年。

- 10.林建智，「論保險監理之改革-就財務監理方面」，政大法學評論，第 58 期，台北，1997 年。
- 11.林建智，「論保險業之營業範圍--兼評保險法第一三八條之潛在缺失」，保險專刊，第 54 輯，第 125 頁，台北，1998 年。
- 12.林國全，「南港經營權爭奪事件所涉及之公司法問題」，月旦法學雜誌，第 8 期，台北，1995 年。
- 13.林國全，「法人代表人董監事」，月旦法學雜誌，第 49 期，台北，1999 年。
- 14.林國全，「法人得否被選任為股份有限公司董事」，月旦法學雜誌，第 84 期，台北，2002 年。
- 15.林國全，「股份有限公司董事之資格、選任與解任」，台灣本土法學雜誌，第 36 期，台北，2002 年。
- 16.周國瑞，「2005 台灣保險業回顧與展望」，台灣金融財務季刊，第 6 輯，第 3 期，台北，2005 年。
- 17.凌一寶、楊致遠，「保險業轉投資法令規範及業者自律之研究」，保險專刊，第 21 卷，第 1 期，台北，2005 年。
- 18.孫惠瑛，「日本壽險業資金運用簡述」，保險專刊，第 23 輯，台北，1991 年。
- 19.高靜遠，「公司法上法人股東代表人人數之規範探討」，月旦法學雜誌，第 79 期，台北，2001 年。
- 20.許文彥、許志彬，「機構投資人持有股票與善良管理人責任之研究」，保險專刊，第 20 卷，第 1 期，台北，2004 年。
- 21.許淑櫻，「認識第三十四號公報」，玉山金融專論，第 77 期，台北，2005 年。
- 22.陳心虹，「2004 年台灣產險市場概況」，保險實務與制度，第 4 卷，第 2 期，台北，2005 年。
- 23.陳峰富，「內線交易重大訊息具體要件與成立時點之界定」，政大法學評論，第 79 期，第 171-220 頁，台北，2003 年。

- 24.莊蕎安、張書瑋，「管理當局 公司治理」，會計研究月刊，第 243 期，第 35 頁，台北，2006 年。
- 25.黃銘傑，「公司監察人列席董事會之權利與義務」，月旦法學教室，第 16 期，第 29 頁，台北，2004 年。
- 26.黃銘傑，「公司治理與董監民事責任之現狀及課題」，律師雜誌，第 305 期，第 15-18 頁，台北，2005 年。
- 27.葉銀華，「保險公司轉投資應有的監理機制」，會計研究月刊，第 221 期，台北，2004 年。
- 28.廖大穎，「評公司法第二七條法人董事制度--從臺灣高等法院九十一年度上字第八七〇號與板橋地方法院九十一年度訴字第二一八號判決的啓發」，月旦法學雜誌，第 112 期，台北，2004 年。
- 29.蔡政憲，「九成資金來自保戶豈能不善加運用? --期許「扁」政府團隊開創保險業資金運用新局」，現代保險，第 137 期，台北，2000 年。
- 30.蔡政憲、吳佳哲，「保險法中之投資限制對保險業投資績效影響之實證研究」，風險管理學報，第 2 卷，第 2 期，台北，2000 年。
- 31.鄭丁旺，「從開發金控經營權之爭談健全公司治理」，會計研究月刊，第 220 期，台北，2004 年。

(三) 學位論文

- 1.王詔麗，壽險公司的投資組合策略與其法定投資上限適當性之研究，逢甲大學保研所碩士論文，1996 年。
- 2.王儷珊，我國產物保險公司清償能力之探討，中山大學財管所碩士論文，2001 年。
- 3.吳俊廷，兩岸保險業資金運用管理及加入 WTO 後影響之研究，淡江大學大陸研究所碩士論文，2002 年。

- 4.吳佳哲，保險法關於資金運用限制對台灣保險業投資績效的影響，政治大學風管所碩士論文，1999年。
- 5.吳其澤，保險業資金運用相關規定之研究，東吳大學法研所碩士論文，2000年。
- 6.周品吟，保險公司清償能力風險管理之研究，朝陽科技大學保險金融管理所碩士論文，2005年。
- 7.林濰瑄，公司治理之經營權與所有權之探討-以中信入主開發金為探討案例，交通大學高階主管管理碩士學程碩士論文，2003年。
- 8.陳玠汶，企業控制權爭奪機制之研究-以開發金融控股公司為例，大業大學事業經營研究所碩士論文，2003年。
- 9.陳俊廷，委託書徵求競爭法律問題之研究-以開發金控董監事改選案為中心，世新大學法研所碩士論文，2004年。
- 10.黃瑞傑，壽險業資金運用之投資組合分析，成功大學工管所碩士論文，1995年。
- 11.廖水進，我國當前保險業資金運用管制法規妥適性之探討，交通大學管科所碩士論文，1997年。

(四) 其他

- 1.江朝國，「保險法上責任準備金之淺談兼論修正第十一條內容之影響」，收於《保險法論文集（一）》，第25頁，台北，瑞興圖書股份有限公司，1993年7月初版。
- 2.汪信君，「保險法制」，王文宇編，金融法，第235-250頁，台北，元照出版社，2005年10月二版第1刷。
- 3.吳瑞雲，劉慶廷，廖淑惠，「日本壽險公司失卻清償能力之研究-兼論我國因應之道」，財團法人保險事業發展中心委託研究，2000年。
- 4.周國瑞，「保險業投資之剖析（上）」，經濟日報，第18版，2004年3月23日。

- 5.周國瑞，「建立台灣保險業會計準則的重要性」，工商時報，第版，2004年9月2日。
- 6.周國瑞，「淺談34號公報與保險業監理會計（上）」，經濟日報，A4版，2005年10月25日。
- 7.周國瑞，「淺談34號公報與保險業監理會計（下）」，經濟日報，A4版，2005年10月26日。
- 8.連婉茹，「財會準則34號公報對保險業之衝擊」，經濟日報，A8版，2005年2月19日。
- 9.彭金隆，「金控子公司可以轉投資嗎？」，經濟日報，C7版，2006年4月23日。
- 10.葉銀華，「保險業轉投資自律規範不適當」，經濟日報，A4版，2004年8月27日。
- 11.賴英照，「賴英照說法 證券市場遊戲規則剖析(14)」，經濟日報，A12版，2006年6月5日。
- 12.立法院公報，第九十三卷，第二十七期，中華民國九十三年五月。
- 13.立法院公報，第九十三卷，第四十三期，中華民國九十三年十月。

二、英文

(一) 書籍及期刊

※依作者之名的首字字母依序排列

1. Blair, R.D. and A.A Heggstad, 1978, “Bank Portfolio Regulation and the probability of Bank Failure”, *Journal of Money, Credit, and Banking* 10:1.88-93.
2. Brady, J.L., Mellinger J.H.& Soles, Jr. K.N., *The Regulation of Insurance*(1995).
3. Brian R. Cheffins, *Company Law : Theory, Structure, and Operation*, p.97, 14 Clarendon Press, 1997.
4. CARL S. WARREN, JAMES M. REEVE, PHILIP E. FESS, *ACCOUNTING* (21th 2005).
5. Emmett J. Vaughan & Therese Vaughan, *Fundamentals of Risk and Insurance*, 8th. ed.,(John Wiley & Sons, 1999).
6. Elletta Sangrey Callahan, et al., *Integrating Trends in Whistleblowing and Corporate Governance “Promoting Organizational Effectiveness, Societal Responsibility, and Employee Empowerment*, 40 *Am. Bus. L.J.* 177, p.179(Fall 2002).
7. Herring, R.J. and P. Vankudre, 1987, “Growth Opportunities and Risk-Taking by Financial Intermediaries”, *Journal of Finance*,42:3, 583-599.
8. Jensen and Meckling, *Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Cost and Ownership Structure*, 31 *J. Fin. Eco.* 395(1976).
9. Julia Black, *Mapping the Contours of Contemporary Financial Services Regulation* , *Journal of Corporate Law Studies*, JCLS Vo1.2 Part 2, [2002].
10. John Haberstroh, *Activist Institutional Investors, Shareholder Primacy, and the HP-Compaq Merger*, 24 *Hamline J. Pub. L & pol’y* 65, p.81(Fall, 2002).
11. Kenneth S Abraham , *Insurance Law and Regulation*(2000)
12. L.S. Sealy, *Cases and Materials in Company Law*, pp.273-274, Butterworths, 1996.

13. Melvin A. Eisenberg, Corporate Law and Social Norms, 99 Colum. L. Rev. 1253, 1278-82(1999).
14. ROBERT I. MEHR and EMERSON CAMMACK, Principles of Insurance, 8th ed., 1985.
15. Robert A.G. Monks and Nell Minow, Corporate Governance, Blackwell, 1995, at 1 (Monks and Minow).
16. Stephen M. Bainbridge, Independent Directors and the ALI Corporate Governance Project, 61 Geo. Wash. L. Rev. 1034, p.1035(April,1993).
17. Williams, C.A. and Heins, R.M., Risk Management and Insurance, 5th ed., 1985.
18. ZVI BODIE, ALEX KANE, ALAN J. MARCUS, ESSENTIALS OF INVESTMENTS (6th 2003).

二、其他

1. Harper and Collins, German Unabridged Dictionary (3rd 1998).
2. International Association of Insurance Supervisors, Insurance Core Principles and Methodology, October, 2003 in <http://www.iaisweb.org/358IAISrevisedinsurancecoreprincipleswithcorrectionp4831March04.pdf>.

三、日文

1. 石田滿，「保險業法」，損害保險事業綜合研究所，1999年。
2. 日本保險審議委員會，「保險事業之新規劃」(1992)。

參考網站

法律線上資料庫，<http://international.westlaw.com>

日本電子政府綜合窗口法令檢索系統，<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

德國聯邦政府司法部網，<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht>

中央銀行，<http://www.cbc.gov.tw/>

日本法令索引 法令沿革一覽，<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do?>

中華民國人壽保險商業同業公會，<http://www.lia-roc.org.tw/>

中華民國產物保險商業同業公會，<http://www.nlia.org.tw/>

行政院金融監督管理委員會，<http://www.ib.gov.tw>

全國法規資料庫入口網站，<http://law.moj.gov.tw/>

財團法人保險事業發展中心，<http://www.tii.org.tw/>

德國聯邦法律網，<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/anlv/gesamt.pdf>

LEO網路字典，<http://dict.leo.org/>

日本「法庫」資料庫，<http://www.houko.com/00/01/H07/105.HTM>

自由時報電子新聞網，<http://www.libertytimes.com.tw/>

香港聯合交易所，<http://www.hkex.com.hk>